

## アセットオーナー・プリンシプルのアウトライン

## 【趣旨・位置づけ】

アセットオーナーは、インベストメントチェーンの中で、直接的又は間接的に金融資本市場を通じて、企業・経済の成長の果実を受益者等にもたらず役割を担っている。この役割を果たす上で、アセットオーナーには、受益者等の最善の利益を勘案して、その資産を運用する責任（フィデューシャリー・デューティー）が求められており、これを実現する上で必要となる共通の原則として、アセットオーナー・プリンシプルを定める。

アセットオーナーの規模や運用資金の性格等は様々であるが、いずれのアセットオーナーにおいても、受益者等の利益を追求するための備えがあることを自ら点検し、対外的あるいは関係者に示す上で、このプリンシプルを活用することが期待される。

ただし、本プリンシプルを受け入れる場合でも、全ての原則を一律に実施しなければならない訳ではなく、「コンプライ・オア・エクスプレイン」の手法を取る（自らの個別事情に照らして実施することが適切でないと考える原則があれば、それを「実施しない理由」を十分に説明することにより、一部の原則を実施しないことも想定されている。）。

なお、本プリンシプルを受け入れる場合は、その旨を所管の関係省庁に表明することとし、政府において受入状況を整理・公表する。

## 【プリンシプル】

原則 1：アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め、適切な手続きに基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである（注）。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。

（注）アセットオーナーによっては、運用目的が法定され、運用目標が制度上主務大臣等により定められる場合もある。

（補充原則として考えられる点）

- ・ 運用目的の明確化
- ・ 運用目標の設定、運用方針の策定（基本ポートフォリオの設定やリスクに関する考え方等）

原則 2 : 受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは、原則 1 の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させるとともに、知見が不足する場合は、必要な外部知見の活用や外部委託を行うべきである。

(補充原則として考えられる点)

- ・資産運用・リスク管理が継続的かつ適切に運営されるための人材確保などの体制の整備（適切な運営にあたっては、法令遵守や資産状況の正確な把握にも配慮する必要。）
- ・規模や運用資金の性格に照らして必要があれば、運用担当責任者を設置し、権限を明確化するとともに必要な監督を行う。
- ・外部人材の登用のほか、金融機関や外部コンサル・OCIO、業界団体その他の外部組織を必要に応じて活用

原則 3 : アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な委託先を選定するとともに、定期的な委託先の見直しを行うべきである。

(補充原則として考えられる点)

- ・運用目標・方針に照らし、委託先の選定を含め幅広く運用方法を検討
- ・新興運用業者を単に業歴のみによって排除しない
- ・委託先の定期的な評価・見直し、付加価値に応じた報酬の支払い
- ・リスクの適切な管理の実施（金融グループとの取引関係の有無等による利益相反の管理を含む）

原則 4 : アセットオーナーは、ステークホルダーへ運用状況の情報提供（「見える化」）を行うべきである。

(補充原則として考えられる点)

- ・運用目的を踏まえ、アセットオーナーの特性に応じて、情報提供すべきステークホルダー（注）を検討した上で、それぞれに必要な情報を提供
- （注）アセットオーナーのステークホルダーは、受益者、資金拠出者等（寄附者、出資

者、株主等)、その他損益の影響を受ける者等、各アセットオーナーにより様々である。

- ・ステークホルダーの判断に資すると考えられる場合には、比較対象となる他アセットオーナーとの比較についても検討

**原則5：アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るにあたり、自ら又は委託先である運用会社の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。**

(補充原則として考えられる点)

- ・長期的に運用目標を実現させるために必要となる、投資先企業との建設的な対話などを通じたスチュワードシップ活動の実施
- ・その際、日本版スチュワードシップ・コードの受入れを表明した上で、その趣旨に則った対応を行うことを検討
- ・また、委託先金融機関のスチュワードシップ活動に対する協働モニタリングも選択肢として考えられる
- ・ステークホルダーの考えや自らの運用目的に照らして必要な場合には、サステナビリティ投資を行うこと、例えば投資方針の策定やPRI署名についても考えられる